

議 事 日 程 （第 1 号）

平成29年11月29日（水曜日）午前10時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報 第16号 委員長報告
- 日程第5 承 第10号 専決処分の承認について（平成29年度下呂市一般会計補正予算（第7号））
- 日程第6 承 第11号 専決処分の承認について（平成29年度下呂市一般会計補正予算（第8号））
- 日程第7 議第105号 下呂市公共下水道湯之島浄化センターの建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第8 議第106号 調停の申立てについて
- 日程第9 議第107号 下呂市元気ではつらつ増進施設の指定管理者の指定について
- 日程第10 議第108号 下呂市飛騨川温泉しみずの湯の指定管理者の指定について
- 日程第11 議第109号 下呂市道の温泉駅「かれん」の指定管理者の指定について
- 日程第12 議第110号 下呂市ゆったり館及び下呂市金山温泉スタンドの指定管理者の指定について
- 日程第13 議第111号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約について
- 日程第14 議第112号 下呂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議第113号 下呂市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例について
- 日程第16 議第114号 下呂市介護予防拠点施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議第115号 下呂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議第116号 下呂市農村活性化施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議第117号 下呂市農林水産物等生産加工展示販売施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議第118号 下呂市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議第119号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議第120号 下呂市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議第121号 財産の譲与について

- 日程第24 議第122号 財産の譲与について
- 日程第25 議第123号 財産の譲与について
- 日程第26 議第124号 平成29年度下呂市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第27 議第125号 平成29年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第28 議第126号 平成29年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第29 議第127号 平成29年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第30 議第128号 平成29年度下呂市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第31 議第129号 平成29年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第32 議第130号 平成29年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第3号）
- 日程第33 議第131号 平成29年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第2号）
- 日程第34 議第132号 平成29年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第2号）
- 日程第35 議第133号 平成29年度下呂市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第36 議第134号 平成29年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第3号）
- 日程第37 議第135号 平成29年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第3号）

出席議員（14名）

議長	伊藤 厳 悟	1番	尾里 集 務
2番	中 島 ゆき子	3番	田 中 副 武
4番	今 井 政 良	5番	今 井 政 嘉
6番	各 務 吉 則	7番	宮 川 茂 治
8番	中 島 博 隆	10番	一 木 良 一
11番	吾 郷 孝 枝	12番	中 島 新 吾
13番	中 島 達 也	14番	中 野 憲太郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	服 部 秀 洋	副 市 長	村 山 鏡 子
教 育 長	大 屋 哲 治	市長公室長	桂 川 国 男
総 務 部 長	星 屋 昌 弘	監 査 委 員	杉 山 好 巳
健康福祉部長	岡 崎 和 也	農 林 部 長	今 井 藤 夫

観光商工部長	細江博之	建設部長	長江寛
生活部長	二村忠男	環境部長	岩佐靖
理事兼 環境施設対策監	今井雅彦	萩原振興長	大坪仁文
小坂振興長	林利春	下呂振興長	齊藤和弘
金山振興長	加藤和男	馬瀬振興長	見廣誠
消防長	田口伸一	金山病院長	加藤宗広
教育部長	青木克裕	理事兼公の施設、 債権管理対策監	二村尚彦
会計管理者	山中昌弘		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	二村勝浩	書	記	見廣洋始
--------	------	---	---	------

◎開会及び開議の宣告

○議長（伊藤巖悟君）

おはようございます。御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は14人で定足数に達しています。よって、平成29年第5回下呂市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、報道機関、広報「げろ」及び下呂ネットサービスより取材の申し込みがございますので、これを許可いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤巖悟君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、1番 尾里集務君、2番 中島ゆき子さんを指名いたします。

◎会期の決定

○議長（伊藤巖悟君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの21日間といたしたいと思いを。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月19日までの21日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（伊藤巖悟君）

日程第3、諸般の報告を行います。

市長行政報告、議長報告、例月現金出納検査報告及び専決処分事項は、お手元に配付のとおりであります。ごらんをお願いいたします。

◎報第16号について

○議長（伊藤巖悟君）

日程第4、報第16号 委員長報告を行います。

閉会中において、総務教育民生常任委員会及び産業経済常任委員会で行政視察が行われておりますので、報告を求めます。

総務教育民生常任委員会委員長 今井政良君。

○総務教育民生常任委員長（今井政良君）

総務教育民生常任委員会の市外視察の委員長報告をいたします。

先月、10月26日・27日の2日間、委員会委員7名と議会事務局総務課長で、石川県輪島市役所、社会福祉法人佛子園の施設、輪島KABULET（カブルー）、石川県白山市行善寺、石川県羽咋郡宝達志水町役場を視察しました。

初日の26日は、輪島市役所で視察を行いました。輪島市議会副議長 森さん、交流政策部企画課 田中さん、議会事務局 二角さん出席のもと、研修を行いました。輪島市役所では、福祉のまちづくりにおける施策、事業連携の取り組みについて視察いたしました。

輪島市の概要について少し述べさせていただきます。輪島市の総人口は、平成2年では4万309人でありましたが、現在、平成29年4月では2万7,835人まで人口が減少しています。高齢化率を見ますと、平成2年は21%でありましたが、平成29年は42.9%と倍以上高齢化が進んでいます。そこで輪島市では、基本目標を3項目上げてみえました。輪島市は、社会福祉法人佛子園と連携し、佛子園が行っているサービスつき高齢者住宅、訪問看護、デイサービス施設、障害者対象の就労継続支援A型及びB型、放課後デイサービス事業、空き家・空き地・空きスペース活用事業として、自治室、温泉施設、コミュニティーレストラン、配食サービス事業を行ってみえます。

担当者の説明の後、担当者とともに輪島KABULETとして佛子園が行っているサービスつき高齢者住宅と空き家活用として、耐震改築リフォーム現場を視察しました。現場では、柱と屋根の部分を残し、ジャッキ等で建屋を持ち上げ、基礎から施工してみえました。

翌日27日、白山市行善寺の佛子園が行っている「ごちゃまぜ福祉施設」と事業内容について視察いたしました。この施設は、お寺と学校の廃校舎を活用した「ごちゃまぜ福祉施設」であります。施設の利用者は、地域の方々、高齢者から子供、心身障害者も自由に利用できる施設であります。施設には、温水プール、健康維持のためのトレーニング施設、保育施設、浴場、レストラン、ミニカフェ、大会議室等が施設内にあります。利用者が、自分に合わせて利用できるのが魅力的であります。施設内でのけがとかトラブル等についての問題事項は今までないとの説明でありました。また、この施設では、年間40万人の利用者があると説明を受けました。説明、視察後、この施設で昼食をとりました。

その後、石川県羽咋郡宝達志水町役場を視察いたしました。下呂市との姉妹都市提携先である宝達志水町の子育て支援について視察いたしました。視察に対し、副議長 小島さん、総務産業建設常任委員長 久保さん、健康福祉課長、企画振興課長、学校教育課長から説明をいただきました。

概要について少し述べさせていただきます。

平成27年総人口が1万3,381人で、現状と課題については年少人口の急激な減少と生産年齢人口の減少、老年人口の急激な増加、女性が安心して出産・子育てできる環境づくり、減少傾向が続く自然動態と転入者を上回る転出者に歯どめをかける。

対応策としまして、子育て支援センターでは家庭で子育てをしている方に遊び場を提供し、親子や子供たちとの触れ合いを通じてお母さん同士の出会いの場となっている。ファミリーサポートセンターでは、おねがい会員と、まかせて会員同士が子育ての手助けを支援しています。ある保育所では、休日病後児保育も行ってみえます。

宝たち成長祝い事業としまして、出産祝い金として第1子には5万円、第2子以降については10万円の金券を支給されてみえます。また、成長祝い金として、満6歳で3万円、満12歳で5万円、満15歳で7万円、満18歳で10万円を年度末に申請者の口座に振り込みで支給されてみえました。

そのほかにも、宝達志水町としての子育て支援がなされてみえます。委員会としての相互の交流を深める機会ともなりました。

以上で、2日間にわたる市外視察の委員長報告とさせていただきます。

○議長（伊藤厳悟君）

続いて、産業経済常任委員会委員長 一木良一君。

○産業経済常任委員長（一木良一君）

これより、産業経済常任委員会の管外視察報告をさせていただきます。

日程は、平成29年10月11日から10月12日の2日間でございます。

研修先は、長野県安曇野市大王わさび農園、2つ目に長野県松本市滞在型市民農園、これはクラインガルテンという呼称で呼ばれております。3番目に長野県塩尻市の鳥獣被害対策、ICT活用。そして4つ目に、長野県飯田市の南信州観光公社、この4つを視察の対象として視察してまいりました。

目的は、企業が取り組むDMO、このDMOという意味は、御存じでしょうけれども、説明をさせていただきます。DMOとは、地域にある観光資源に精通しながら、その活用を強力に進めるとともに、市民と協働して観光地域づくりを行う方針のことでございます。

この企業が取り組むDMOとICT活用による鳥獣被害対策及び移住定住に関連した滞在型市民農園等の運営状況と効果、課題についての調査であります。

1つ目に安曇野市大王わさび農園、これは広大な雑草の生い茂る原野を20年の歳月をかけて開拓をし、その後、維持し、発展させてきたという観光施設であり、まさに大正4年から今日まで約100年の歴史を感じさせる農場であり、農産品の6次化を実現した大規模施設でありました。下呂市でも、ブルーベリー、トマト等幾つかの農場が観光農園として頑張っているが、スケールから、販売、開拓、ノウハウ等、非常に学ぶところが多かったと感じました。

続いて、松本市の滞在型市民農園クラインガルテン、これは幾つかございまして、そのうちの四賀という地域のクラインガルテンを視察してまいりました。全国的にふえつつある滞在型市民

農園の草分け的存在でありまして、松本市に合併する前の旧四賀村で休耕地を利用して都市部との交流を目的に建設をされました。松本駅から車で約30分の距離にあります。1区画の中には、畑、そして住居のログハウス等がありまして、畑の坪数は約30坪、そして住居のログハウスに関しては、延べ坪22から23坪という建物でございます。これを何棟か建てまして、年間10万円から25万円で貸し出しをします。そして、それとともにその畑を利用して有機農業を楽しみながら滞在してもらおうという。そしてその後、定住につなげようというもので、市がクライנגルテンの初期投資、これは約6億2,000万、そしてもう一方の緑ヶ丘クライングルテンは、約8億3,000万という投資でございます。

この2地区合わせまして、約100区画以上あるわけでありまして。利用希望者に対するいろんな条件、これは割と厳しく、料金が非常に高いというイメージがありますけれども、人気がありまして、利用者の基準というのは、毎年1月から2月、インターネット、口コミで公募を募っておるというわけですが、相当な応募があるということでもあります。

開設当初は、四賀のクライングルテンですけど、13区画ありまして、その募集に対して49組もの応募があったそうであります。抽せんをして、その区画を決めてきたわけでございますけれども、近年は応募者が殺到していると。当初のような状況は余り見られていないということでもあります。結果、経済効果は思ったほどないというお話もいただきました。

そしてまた、目的でありました定住への結びつきが少ないというようなことも聞いてまいりました。これはなぜかといいますと、定住・移住というよりは、家族でレジャーも兼ねて別荘感覚で利用されている方が多いということで、その辺のことが原因でないかというふうに思われます。最近では、建物の老朽化が目立ってきており、入居者からの苦情もふえているということで、それとともに建物のリニューアルと活性化の効果と移住・定住へ結びつかないことが今後の課題であるということでもありました。

続いて、3つ目に塩尻市、これはICTを活用した獣害対策を視察してまいりました。

塩尻市は、人口6万6,000人ということでもあります。この塩尻市では、ICTを活用した情報ネットワークを構築しておりまして、独居老人、高齢者、子供等の見守りから始まり、河川の推移情報、災害情報などを、在宅、家族、地域住宅に対する情報発信、またその一環の中に鳥獣に対するさまざまな機能を活用しながら獣害対策を行っているということでもあります。

このICTを活用した獣害対策、これは猟友会と常に連携をしながら、鳥獣被害の軽減、そして住宅の安心・安全の向上に大きな効果を上げているということでもあります。この鳥獣被害対策システムにおきましては、検知センサーやわな、捕獲センサーも設置しまして、鳥獣の追い払いや猟友会へのメールの配信により迅速な捕獲に大きく寄与をしているということでもありました。その結果、長年にわたって悩まされていた鳥獣被害を克服するとともに、農家や猟友会の人的負担の軽減に大きく貢献することができたということでもありました。地元の農家、猟友会、企業、自治体など、いわゆる産学官が一体となって協力し推進する体制が構築できたことと、農業分野のICT活用に積極的な素地の素材が成功のポイントであったなというふうな感じがいたしました。

た。

続いて、飯田市の南信州観光公社であります。

南信州観光公社では、この総収入額の95%が旅行業でありまして、行政からの業務委託などの収入はわずか5%に過ぎず、補助金も一切ないということであります。旅行といっても、一般ではなくて、学生を対象とした教育体験旅行を主としまして、その公社の経営人員体制は5人で運営をされておりました。設立は5市町村と企業11社の出資によって平成13年に設立をされ、その中身といいますと、教育体験旅行でありますけれども、この内容につきましては地元の方がそれぞれ本物体験を提供するというものでありまして、その参加される学生の皆さんに、きちんと目的意識を持って体験してほしいという考えで、この教育体験旅行を運営されておりました。

今後のこともお聞きしました。今後は、教育体験、そして研修旅行の分野も大きく拡大をしていきたいというふうにおっしゃっておられました。

そして、その延長線上で着地型旅行商品の開発、そして販売という事業を中心に考えているということでありました。

この商品事例の内容ですけれども、桜守の旅、自然散歩、農家の民泊。この農家の民泊には、田植え体験とか、リンゴの摘果体験とか、野菜の植えつけ等、そして周辺に広がる名山のトレッキング、それから冬場にスノーシュートレッキング、こういった内容で体験旅行を計画されておりました。

ふだん身近で何の特別感もない日常生活の一部を切り取ったものを、観光資源として生かし、発展させていることに大変感心をいたしました。このような形態のDMOは、下呂市にとって学ぶべきものも多いということではないかと思えます。今後下呂市においても、教育体験研修旅行といった学生を対象としたプラン、これも下呂市の多角的な面を知ってもらって、全国への発信とあわせ、将来研修生が社会人となってからの下呂温泉、下呂市の新たなファンを掘り起こす意味でも、市として観光の面として取り組んでいくべきではないかというふうな感じをいたしました次第でございます。

以上をもちまして、産業経済常任委員会管外視察の報告とさせていただきます。

◎承第10号及び承第11号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（伊藤巖悟君）

日程第5、承第10号 専決処分の承認について（平成29年度下呂市一般会計補正予算（第7号））、日程第6、承第11号 専決処分の承認について（平成29年度下呂市一般会計補正予算（第8号））、以上2件を一括議題といたします。

承第10号及び承第11号について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

議案書の1ページをお開きください。

承第10号 専決処分の承認について御説明します。

平成29年度下呂市一般会計補正予算（第7号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求めるものでございます。平成29年11月29日提出。

提案理由は、衆議院の解散に伴う第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査の執行のため、早急に予算を補正し対応する必要があり、専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

2 ページは専決処分書です。

3 ページをお開きください。

専第18号 平成29年度下呂市一般会計補正予算（第7号）でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,012万円を追加し、歳入歳出の総額を、それぞれ237億7,649万6,000円とします。歳入歳出予算の補正につきましては、事項別明細書により説明しますので、議案書の7ページをお開きください。

歳入でございます。

15款県支出金、3項委託金、1目総務費県委託金は、衆議院議員選挙交付金2,000万円及び国民審査交付金12万円です。

1枚めくっていただき、8ページをごらんください。

歳出でございます。

2款総務費、4項選挙費、3目国政選挙費2,567万8,000円の補正は、まず衆議院議員総選挙2,554万9,000円です。主なものとしては、投票立会人などの非常勤職員報酬251万1,000円、職員の時間外勤務手当929万5,000円、投票所所用の資材の消耗品146万9,000円、投票所入場券などの郵便料107万8,000円、選挙ポスター用掲示板の作成設置・撤去などの諸委託料362万9,000円。

9ページに移っていただきまして、送迎用バスなどの自動車借上料133万2,000円、投票用紙計数機、それから投票用のパーティションなどの備品購入費123万円でございます。

最高裁判所裁判官国民審査12万9,000円は、消耗品と印刷製本費でございます。

下段の14款予備費財源につきましては、財源調整のため555万8,000円を減額するものでございます。

1枚めくっていただきまして、10ページでございます。

特別職の給与費明細書です。その他の特別職250名の増と報酬273万7,000円の増は、投票立会人及び開票立会人の分でございます。

11ページにつきましては、一般職の時間外及び休日勤務手当929万5,000円及び管理職の特別勤務手当36万円の増額となっております。

引き続き13ページをお開きください。

承第11号 専決処分の承認について。

平成29年度下呂市一般会計補正予算（第8号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規

定により、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求めるものでございます。平成29年11月29日提出。

提案理由は、個人情報漏洩被害国家賠償請求事件に伴う弁護士委託料の予算補正と、年度内の事業完了が困難となった御嶽山五の池小屋山留改修工事の繰越明許費補正について、早急に措置を講ずる必要があり、専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

14ページは専決処分書です。

15ページをお開きください。

専第19号 平成29年度下呂市一般会計補正予算（第8号）でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」によります。

第2条は繰越明許費の補正です。繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」によります。

17ページをお開きください。

第2表 繰越明許費の追加でございます。

2款総務費、1項総務管理費、小坂地域地域振興事業臨時1,037万2,000円は、御嶽山五の池小屋山留改修工事を年度内に終えることが困難となったことから、翌年度へ繰り越すものでございます。

18ページをお開きください。

歳出補正予算事項別明細書でございます。19ページで説明をさせていただきます。

上段の2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費43万2,000円の補正は、個人情報漏洩被害国家賠償請求事件に伴う弁護士委託料でございます。

下段の14款予備費は、財源調整のため43万2,000円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

これより、本2件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本2件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

承第10号 専決処分の承認について（平成29年度下呂市一般会計補正予算（第7号））、本件を承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、承第10号については承認することに決定いたしました。

次に、承第11号 専決処分の承認について（平成29年度下呂市一般会計補正予算（第8号））、本件を承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員でございます。よって、承第11号については承認することに決定いたしました。

◎議第105号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（伊藤巖悟君）

日程第7、議第105号 下呂市公共下水道湯之島浄化センターの建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

議第105号の提案理由の説明を求めます。

生活部長。

○生活部長（二村忠男君）

20ページをよろしく願いいたします。

下呂市公共下水道湯之島浄化センターの建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について。

次のとおり工事委託協定の一部を変更する協定を締結することについて、議会の議決を求める。

1. 協定名でございます。下呂市公共下水道湯之島浄化センターの建設工事委託に関する協定。
2. 契約の方法、随意契約。
3. 契約金額でございますが、変更前が1億7,596万円、変更後1億7,421万円。
4. 契約の相手方、東京都文京区湯島二丁目31番27号、日本下水道事業団理事長 辻原俊博。
平成29年11月29日提出。

提案理由でございます。下呂市公共下水道湯之島浄化センターの建設工事委託に関する協定の変更が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に規定する「議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事または製造の請負」に該当するためでございます。

21ページをよろしく願いいたします。

1 番、2 番、協定名及び契約金額は20ページで御説明させていただいたとおりでございます。

3. 変更理由及び内容でございます。

協定先の日本下水道事業団が発注した工事において、放流ポンプ取りかえ工事に設計変更が生じたため、協定額を減額するものでございます。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤厳悟君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。ただいま説明いただきました議第105号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第105号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第105号 下呂市公共下水道湯之島浄化センターの建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第105号については原案のとおり可決されました。

◎議第106号から議第123号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（伊藤厳悟君）

日程第8、議第106号 調停の申立てについて、日程第9、議第107号 下呂市元気ではつらつ増進施設の指定管理者の指定について、日程第10、議第108号 下呂市飛騨川温泉しみずの湯の指定管理者の指定について、日程第11、議第109号 下呂市道の温泉駅「かれん」の指定管理者

の指定について、日程第12、議第110号 下呂市ゆったり館及び下呂市金山温泉スタンドの指定管理者の指定について、日程第13、議第111号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について、日程第14、議第112号 下呂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、日程第15、議第113号 下呂市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例について、日程第16、議第114号 下呂市介護予防拠点施設条例の一部を改正する条例について、日程第17、議第115号 下呂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第18、議第116号

下呂市農村活性化施設条例の一部を改正する条例について、日程第19、議第117号 下呂市農林水産物等生産加工展示販売施設条例の一部を改正する条例について、日程第20、議第118号 下呂市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について、日程第21、議第119号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について、日程第22、議第120号 下呂市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例について、日程第23、議第121号 財産の譲与について、日程第24、議第122号 財産の譲与について、日程第25、議第123号 財産の譲与について、以上18件を一括議題といたします。

それでは、議第106号について、提案理由の説明を求めます。

金山振興事務所長。

○金山振興事務所長（加藤和男君）

議案書の22ページをお開きください。

議第106号 調停の申立てについて。

次のとおり岐阜地方裁判所へ調停を申し立てることについて議会の議決を求める。

1. 相手方につきましては、記載のとおりでございます。
2. 申し立ての趣旨、市は相手方に対し、延滞賃料1,402万8,200円の支払いを求める。
3. 申し立ての理由、相手方の事業中止により、下呂市所有の貸付建物3棟に係る平成28年1月から平成31年12月までの賃料1,402万8,200円の支払いが困難となった。このため、早期かつ実効性の高い回収方法を相手方と話し合うため、岐阜地方裁判所へ調停を申し立てる。

平成29年11月29日提出。

提案理由。

下呂市所有の貸付建物3棟に係る平成28年1月から平成31年12月までの賃料1,402万8,200円の支払いについて、民事調停を申し立てるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

続いて、議第107号について、提案理由の説明を求めます。

市長公室長。

○市長公室長（桂川国男君）

議案書の23ページをお開きください。

議第107号 下呂市元気ではつらつ増進施設の指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。平成29年11月29日提出。

1. 施設の名称、下呂市下呂上ヶ平サンビレッジ、下呂市金山リバーサイドスポーツセンター、下呂市金山リバーサイドスタジアムの3施設でございます。

2. 指定管理者となる団体の名称、スポーツマックス・三幸共同事業体代表者、愛知県名古屋市緑区池上台二丁目37番地1、株式会社スポーツマックス代表取締役 兵藤大二郎。

3. 指定の期間、平成30年4月1日から平成32年3月31日の2年間でございます。

御審議よろしく願いいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

続いて、議第108号について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（岡崎和也君）

議案書の24ページをお開きください。

議第108号 下呂市飛騨川温泉しみずの湯の指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。平成29年11月29日提出。

1. 施設の名称、下呂市飛騨川温泉しみずの湯。

2. 指定管理者となる団体の名称、岐阜県下呂市萩原町四美1426番地1、株式会社ホリスティック南飛騨代表取締役 益子一穂。

3. 指定の期間、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間でございます。

以上のとおり、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

続いて、議第109号及び議第110号について、提案理由の説明を求めます。

金山振興事務所長。

○金山振興事務所長（加藤和男君）

議案書の25ページをお開きください。

議第109号 下呂市道の温泉駅「かれん」の指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。平成29年11月29日提出。

1. 施設の名称、下呂市道の温泉駅「かれん」。

2. 指定管理者となる団体の名称、岐阜県下呂市金山町金山911番地1、株式会社かれん代

表取締役 桂川裕俊。

３．指定の期間、平成30年４月１日から平成32年３月31日までの２年間。

続いて、26ページをお願いいたします。

議第110号 下呂市ゆったり館及び下呂市金山温泉スタンドの指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の２第６項の規定により議会の議決を求める。平成29年11月29日提出。

１．施設の名称、下呂市ゆったり館、下呂市金山温泉スタンド。

２．指定管理者となる団体の名称、岐阜県下呂市金山町大船渡668番地１、松岡林業有限会社代表取締役 松岡守。

３．指定の期間、平成30年４月１日から平成32年３月31日までの２年間。

以上でございます。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

続いて、議第111号から議第113号までの３議案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

議案書の27ページをお開きください。

議第111号 岐阜県市町村職員退職手当組合同約の一部を改正する規約について。

地方自治法第286条第１項の規定に基づき、岐阜県市町村職員退職手当組合同約の一部を改正する規約について議会の議決を求めるものでございます。平成29年11月29日提出。

提案理由でございます。

岐阜県市町村職員退職手当組合の構成団体である可茂広域行政事務組合が平成29年３月末日をもって解散したこと、本巣消防事務組合が平成30年３月末日に解散する予定であることに伴い、同組合の規約の一部を改正するものでございます。

なお、岐阜県市町村職員退職手当組合が、今回の規約改正の際、過去の改正についても改めて議決する必要がある旨の助言を総務省から受けたため、当該箇所についても改正するものでございます。

少し飛びますが、規約要綱で説明しますので、47ページをお開きください。

岐阜県市町村職員退職手当組合同約の一部を改正する規約要綱。

改正理由につきましては、ただいま提案理由で申し上げたとおりでございます。

この中で、総務省からの助言という表現があったかと思いますが、地方自治法第286条第１項では、都道府県の加入するものにあつては、総務大臣の許可を受けなければならないとあります。昭和52年に岐阜県地方競馬組合が加わって以降の規約の変更については、総務大臣の許可が必要となるというもので、それを県知事の許可としていたことから、昭和52年以降の規約変更が無効となり、今回改めて規約の変更を行い、総務大臣の許可を取り直すというものでございます。

2 番目の概要につきましては、その際、総務省のほうからの助言としまして、規約の表現方法棟の整理もございましたので、そちらを主にまとめたものでございます。

概要の(1)でございますが、町村の長である議員については、構成団体たる町村の長の互選とし、町村の議会議長である議員については構成団体たる町村の議会議長の互選とします。第5条関係でございます。

(2)組合長または副組合長のいずれも事故あるとき、または欠けたときの職務の代理については、法定事項であるので削除をします。第8条関係でございます。

(3)執行機関の補助機関たる職員の設置については、法定事項であるが、規約参考例に倣い、文言の整理をします。第9条関係でございます。

(4)任用及び派遣等の形態が多様化している実態を踏まえ、文言の整理をします。第11条関係でございます。

(5)地方公務員法第24条第3項の規定に倣い、文言の整理をします。第12条関係でございます。

(6)特別退職の形態が多様化している実態を踏まえ、文言の整理をします。第15条関係でございます。

(7)本巣消防事務組合が平成30年3月31日をもって解散することに伴い、同日をもって一覧から削ります。別表関係でございます。

(8)改正後の規約は、総務大臣の許可のあった日から施行します。ただし、第49条までの改正規定は、遡及をして適用します。附則関係でございます。

続きまして、48ページをお開きください。

議第112号 下呂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。
平成29年11月29日提出。

提案理由でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、引用号数にずれが生じたため、当該条例の一部を改正するものでございます。

51ページをお開きください。

下呂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例要綱。

改正理由は、先ほど申し上げたとおりでございます。

2. 概要、(1)引用している行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の号番号を改めます。第1条及び第5条関係でございます。

(2)この条例は、公布の日から施行します。附則関係でございます。

続きまして52ページをお開きください。

議第113号 下呂市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例について。

下呂市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例を別紙のとおり定める。平成29年11月29日提出。

提案理由でございます。

市税以外の市の収入に係る督促手数料及び延滞金の徴収について、統一した取り扱いをするため、当該条例を制定するものでございます。

条例要綱で説明しますので、57ページをお開きください。

下呂市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例要綱。

制定理由は、先ほどの提案理由と同じでございます。新たな条例の制定でございます。

概要でございます。

(1) この条例は、市税以外の市の収入に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関し、必要な事項を定めます。市税につきましては、下呂市税条例で定められております。第1条関係でございます。

(2) 督促手数料及び延滞金は、法令、条例に特別の規定がある場合を除き、市税の例により徴収します。

市税の例としまして、①督促手数料につきましては、1通発送につき100円徴収をさせていただいております。②延滞金利率につきましては、年14.6%、当初履行期限の翌日から1カ月を経過する日までの期間は年7.3%。ただし、当分の間、特例基準割合により低利率を適用します。

参考としまして、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの延滞金の利率ですが、特例基準割合による利率ということで年9%、1カ月を経過する日までの期間は年2.7%となっております。

③延滞金の計算でございます。

延滞金の計算基礎となる金額に1,000円未満の端数があるとき、またはその金額自体が2,000円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てます。計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき、またはその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てます。第2条関係でございます。

1枚めくっていただきまして、(3)市長は、納期限までに納付しなかったことについて、やむを得ない理由があるときは、延滞金を減免することができます。第3条関係でございます。

(4) この条例の施行に関し、必要な事項は別に定めます。第4条関係でございます。

(5) この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月以後に納付義務が発生する収入から適用します。

(6) 本条例において督促手数料及び延滞金の徴収を統一することにより、道路占用料についても督促手数料及び延滞金の計算方法を合わせるため、下呂市道路占用料条例を改めます。督促手数料は100円とし、延滞金の計算は市税の例によるものとします。なお、延滞金利率については、道路法に定めがあるため14.5%のままとします。附則第2項関係でございます。

(7) 法定外公共物の占用料等についても、督促手数料及び延滞金の計算方法を合わせるため、下呂市法定外公共物の管理に関する条例を改めます。法定外公共物の占用料等の督促手数料及び延滞金の額は、道路占用料の例によるものとします。附則第3項関係でございます。

(8) 本条例において督促手数料及び延滞金の徴収を統一することにより、下呂市下水道条例に規定している督促手数料及び延滞金の規定を削除します。なお、当該規定の削除による条の繰り上げは、他の例規からの引用が多いことから、形骸を残した削除とします。附則第4項関係でございます。

以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤厳悟君）

続いて、議第114号及び議第115号についての提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（岡崎和也君）

議案書の59ページをお開きください。

議第114号 下呂市介護予防拠点施設条例の一部を改正する条例について。

下呂市介護予防拠点施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成29年11月29日提出。

提案理由でございます。

介護予防拠点施設である宮田健康増進ふれあいプラザと保井戸高齢者ふれあいセンターについて、公の施設見直し方針に基づき、地域に施設を譲与し、地域事情に応じた運用を可能とすることで、より効果的に施設を活用し住民活動の継続を図るため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱にて説明させていただきます。62ページをお開きください。

下呂市介護予防拠点施設条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、提案理由と同様でございますので、省略いたします。

2. 概要、(1)宮田健康増進ふれあいプラザ及び保井戸高齢者ふれあいセンターを下呂市介護予防拠点施設から除外します。別表第1関係です。

(2)字句を訂正します。第8条、別表第2関係です。

(3)この条例は、平成30年1月1日から施行します。附則関係です。

続きまして、議案書の63ページをお開きください。

議第115号 下呂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

下呂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成29年11月29日提出。

提案理由でございます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施

行規則の一部を改正する内閣府令（平成29年内閣府令第18号）、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成29年法律第25号）の公布に伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱にて説明させていただきます。66ページをお開きください。

下呂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、小学校就学前子供の保護者は、特定教育・保育給付を受けようとするときは、自治体に対しその特定教育・保育を受ける資格を有することの認定を申請し、その認定を受けなければならないとされ、自治体はこの認定を行ったときは、その結果を保護者に通知し、支給認定証を交付することとされてきました。

支給認定証は、特定教育・保育施設を利用する際に、保護者が当該施設に提示し確認するために利用することとされていますが、運用上必ずしも必要性があるわけではないなどの理由から、地方から国へ支給認定証の交付義務化の見直しが提案されました。このような提案を踏まえ、支給認定証の交付については、保護者からの申請があった場合のみ行うこととする内閣府令の改正が行われたことに伴い、当該条例の一部を改正するものです。

また、都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲を行う第7次一括法により、認定こども園法（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号））の一部が改正されたため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要、(1)特定教育・保育施設は、保護者から特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定証のほか市町村からの通知によって当該保護者の子供の支給認定の有無、区分、有効期間、保育必要量等を確認するものとします。第8条関係でございます。

(2)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正による条項[※]ずれに伴い、引用条項を改めます。第15条関係です。

(3)第8条の改正規則は公布の日から、第15条第1項第2号の改正規則は平成30年4月1日[※]から施行します。附則関係です。

以上でございます。2議案について、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤厳悟君）

説明の途中ですが、ここで休憩をいたしたいと思います。

再開は11時15分といたします。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（伊藤厳悟君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、健康福祉部から発言の訂正の申し出がありますので、これを許可いたします。

健康福祉部長。

※ 後刻（P20）訂正発言あり

○健康福祉部長（岡崎和也君）

先ほど、下呂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例要綱の概要の部分で、言い間違えがありましたので訂正をさせていただきます。

(2)の文中、条項ずれと申し上げましたが、条ずれでございますので訂正をいたします。(3)の第8条の改正規則と申しましたが、改正規定でございます。それから第15条第1項第2号のここも改正規則と申しました。改正規定でございましたので、3カ所訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

続いて、議第116号及び議第117号についての提案理由の説明を求めます。

農林部長。

○農林部長（今井藤夫君）

それでは、68ページをお願いいたします。

議第116号 下呂市農村活性化施設条例の一部を改正する条例について。

下呂市農村活性化施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成29年11月29日提出。

提案理由です。

下呂市農村活性化施設である下呂市野上活性化施設について、地域に施設を譲与し、地域事情に応じた運用を可能とすることで、より効果的に施設を活用し、住民活動の継続を図るため当該条例の一部を改正するものです。

71ページをお願いいたします。条例要綱でございます。

改正理由ですが、提案理由と同様ですので省略をいたします。

概要でございます。

(1)ですが、第7条の関係ですが、条例本文中の文言にそごがございましたので、修正をするものでございます。

(2)下呂市野上活性化施設を、下呂市農村活性化施設から除外します。別表第1、別表第2の関係でございます。

(3)これにつきましては、施設名称の呼称に条例中そごがございましたので、文言の訂正をするものでございます。別表の第2の関係でございます。

この条例は平成30年1月1日から施行します。

72ページをお願いいたします。

議第117号 下呂市農林水産物等生産加工展示販売施設条例の一部を改正する条例について。

下呂市農林水産物等生産加工展示販売施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成29年11月29日提出。

提案理由です。

一定の目的を達成し、現時点で林産物を対象とした活用めどがない下呂市林産物展示販売施設を廃止し、公募により施設の新たな活用を検討するため、当該条例の一部を改正するものです。75ページをお願いいたします。条例要綱でございます。

改正理由ですが、運営受託者が撤退後、運営が一時休止となっている下呂市林産物展示販売施設は、国庫補助金施設の処分制限期間が経過をいたしまして、補助金財産処分を完了し、補助目的の制限を廃止しております。

一定の目的を達成し、現時点で林産物を対象とした活用めどがない下呂市林産物展示販売施設を廃止し、公募により施設の新たな活用を検討するため、当該条例の一部を改正するものです。概要です。

(1)下呂市林産物展示販売施設を下呂市農林水産物等生産加工展示販売施設から除外をいたします。第2条関係です。

(2)この条例は、公布の日から施行します。附則の関係でございます。

以上、御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（伊藤厳悟君）

続いて、議第118号についての提案理由の説明を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

それでは、議案書76ページをお開きください。

議第118号 下呂市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について。

下呂市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成29年11月29日提出。

提案理由ですが、工場立地法の改正により引用項数にずれが生じたため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱で御説明申し上げますので、79ページをお開きください。

下呂市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由でございますが、提案理由と同様でございますので、省略させていただきます。2の概要でございます。

(1)引用している工場立地法第4条の2の項番号を改めます。第1条及び第3条関係でございます。

(2)この条例は、公布の日から施行します。附則関係でございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤厳悟君）

続いて、議第119号について提案理由の説明を求めます。

生活部長。

○生活部長（二村忠男君）

80ページをよろしくお願いいたします。

議第119号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について。

下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成29年11月29日提出。

提案理由でございます。

公営住宅法が一部改正され、公営住宅の入居者が認知症や知的障害者等で、収入の申告等が困難な事情にあると認められるときは、収入の申告等がなくても当該入居者の家賃を定めることができることになりました。この運用を行うに当たり、当該条例に家賃算定の手続を規定するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

84ページ、条例要綱で御説明のほうをさせていただきます。

改正理由につきましては、先ほど申しました提案理由と同一でございます。

2. 概要でございます。

公営住宅の入居者が認知症や知的障害者等で、収入の申告等が困難な場合の家賃の算定方法について規定しました。第15条、第32条関係でございます。

(2) (1)の算定方法が規定されていたことに対応する改正でございます。第34条、第37条、第40条、第41条関係でございます。

(3) 公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規制の改正に伴う条ずれを改めます。第16条、第40条、第41条関係でございます。

(4) この条例は、公布の日から施行いたします。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

続いて、議第120号について、提案理由の説明を求めます。

環境部長。

○環境部長（岩佐 靖君）

85ページをお開きください。

議第120号 下呂市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。平成29年11月29日提出。

提案理由。廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の改正により引用項数にずれが生じたため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱で御説明いたします。88ページをお開きください。

下呂市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報の公表の規定が追

加され、同法律第9条の3において項ずれが生じたため、当該条例の一部を改正するものでございます。

2. 概要、(1)引用している廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の項番号を改めます。第1条関係でございます。

(2)この条例は、公布の日から施行します。附則関係でございます。

以上、御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤巖悟君）

続いて、議第121号から議第123号までの3議案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

議案書の89ページをお開きください。

議第121号 財産の譲与について。

次のとおり財産を譲与する。

1. 譲与する財産、建物でございます。所在地、下呂市萩原町宮田840番地、建物名称、宮田健康増進ふれあいプラザ、構造、木造平家建て、延べ床面積、213.65平方メートルでございます。土地につきましては、地元神社の所有で同意済みでございます。

2. 譲与する相手方、岐阜県下呂市萩原町宮田、宮田区区長 奥田努様。

3. 譲与する理由、下呂市の公の施設見直し方針に基づき、公民館、集会場等の施設で地域に利用が特定される施設については、譲与を基本としており、施設所在地の上記団体と合意に達したので譲与するものでございます。

譲与する日、平成30年1月1日。平成29年11月29日提出。

提案理由でございます。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、90ページをお開きください。

議第122号 財産の譲与について。

次のとおり財産を譲与する。

1. 譲与する財産、建物でございます。所在地、下呂市保井戸1060番地1、建物の名称、保井戸高齢者ふれあいセンター、構造、木造平家建て、延べ床面積、211.17平方メートル。相手方は地縁法人でないため、土地は賃貸借となります。

2. 譲与する相手方、下呂市保井戸、中原区保井戸町内会会長 今井栄一様。

3. 譲与する理由、下呂市の公の施設見直し方針に基づき、公民館、集会場等の施設で地域に利用が特定される施設については、譲与を基本としており、施設所在地の上記団体と合意に達したので譲与するものでございます。

譲与する日、平成30年1月1日。平成29年11月29日提出。

提案理由でございます。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、91ページをお開きください。

議第123号 財産の譲与について。

次のとおり財産を譲与する。

1. 譲与する財産、建物でございます。所在地、下呂市萩原町野上880番地7、建物名称、下呂市野上活性化施設、構造、木造平家建て、延べ床面積、252.58平方メートルでございます。土地は野上区の所有地でございます。

2. 譲与する相手方、下呂市萩原町野上880番地7、野上区（認可地縁団体）代表者 成田茂様。

3. 譲与する理由、下呂市の公の施設見直し方針に基づき、公民館、集会場等の施設で地域に利用が特定される施設については、譲与を基本としており、施設所在地の上記団体と合意に達したので譲与するものでございます。

譲与する日、平成30年1月1日。平成29年11月29日提出。

提案理由、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

これより本18件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 中島達也君。

○13番（中島達也君）

それぞれ御説明いただきました。

121から123号の財産譲与についてですが、最初、条例の改正を提案されて、財産譲与ということで、そういった提案をされておりますが、そこでお聞きしたいんですが、この施設が地元で譲与されるということなんですが、防災の関係で、例えば避難所指定とかそういったことになっているのかいないのか、ちょっとその辺を確認したいことと、それから築何年たっている施設かわかりませんが、今後、維持管理の上で修繕等の下呂市との約束事はどうなっているのか、その2点についてをお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤巖悟君）

市長公室長。

○市長公室長（桂川国男君）

防災の関係の指定避難所になっておる施設はございます。それはそのまま継続をお願いするということで、お願いをしていきたいというふうに思っております。

それから、今後の改修等につきましては、今のコミュニティー施設の補助制度を使って改修を

していただくというところでございます。こちらについても、地元の方々には御理解をいただいておりますというところでございます。以上でございます。

○議長（伊藤巖悟君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。議第106号から議第123号までの上程18議案について、お手元に配付しております付託表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

◎議第124号から議第135号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（伊藤巖悟君）

日程第26、議第124号 平成29年度下呂市一般会計補正予算（第9号）、日程第27、議第125号 平成29年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）、日程第28、議第126号 平成29年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第3号）、日程第29、議第127号 平成29年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）、日程第30、議第128号 平成29年度下呂市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、日程第31、議第129号 平成29年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、日程第32、議第130号 平成29年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（3号）、日程第33、議第131号 平成29年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第2号）、日程第34、議第132号 平成29年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第2号）、日程第35、議第133号 平成29年度下呂市水道事業会計補正予算（第3号）、日程第36、議第134号 平成29年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第3号）、日程第37、議第135号 平成29年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第3号）、以上12件を一括議題といたします。

議第124号から議第135号について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（服部秀洋君）

それでは、ただいま一括上程をされました議第124号から議第135号までの補正予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、一般会計の歳入は、市税の調定見込額の増と、特別交付税の交付見込額の増が主なものでございます。

歳出につきましては、金山地域念願の光ファイバー引き込み線のF T T H化、介護従事者確保のための研修会開催費、県の予算補正による県道改良事業等負担金の増額などを計上いたしました。

特別会計、企業会計では、職員異動等に伴う人件費の増額と、繰入金、繰出金の調整などを行

いました。

主な事業といたしましては、特に下水道事業特別会計におきまして、羽根水処理センター機能強化工事の前倒しによる増額予算を計上いたしました。

詳細につきましては、各担当部長より説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤巖悟君）

それでは、議第124号及び議第125号について詳細説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

一般会計・特別会計・企業会計補正予算書の1ページをお開きください。

議第124号 平成29年度下呂市一般会計補正予算（第9号）の詳細説明を申し上げます。

平成29年度下呂市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額に、それぞれ6,192万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出とも238億3,842万1,000円とするものでございます。

款項の区分、金額等は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

第2条は、繰越明許費の補正で、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」によるものでございます。

第3条は、債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加、変更は、「第3表 債務負担行為補正」によるものです。

第4条は、地方債の補正で、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」によるものです。平成29年11月29日提出。

2ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。主な内容につきまして御説明申し上げます。

1款市税3,261万円の増は、市民税個人分と固定資産税の調定見込額の増によるものでございます。

10款地方交付税2億円の増は、特別交付税交付見込額の増によるものでございます。

14款国庫支出金2,824万5,000円の増は、国庫負担金で、生活保護費負担費金の医療及び介護扶助費の増額1,555万円、国庫補助金では、都市再生整備事業、観光ソフト事業やイベント広場設計等の交付決定による増額1,130万円などが主なものでございます。

16款財産収入1,566万1,000円の増は、普通財産、幸田地区土地の売り払い収入1,480万円が主なものでございます。

18款繰入金1億9,292万2,000円の減額は、事業の繰り越し等今回補正の財源調整のため、財政調整基金繰入金の減額2億6,000万円と、金山地域F T T H整備に係る有線テレビ施設維持基金繰入金の追加6,174万円などでございます。

20款諸収入1,731万6,000円の増額は、税の延滞金収入実績による増額350万円、認定こども園指定管理料の精算に伴う増額1,026万8,000円が主なものでございます。

21款市債3,760万円の減額は、合併特例債で北部学校給食センター改築事業の入札差金の減額2,320万円、下呂庁舎耐震補強工事の繰り越し事業に伴う減額1,440万円でございます。

4ページをお開きください。

歳出でございます。

2款総務費4,834万3,000円の増額は、総務管理費で、下呂庁舎耐震補強工事でのアスベスト除去に伴う増額3,245万8,000円並びに議場音声・映像システム改修工事の債務負担設定に伴う減額4,173万7,000円、住宅使用料未充当分の減額により基金積み立て分を皆減したことによる減額1,000万円、金山地域F T T H化整備負担金の増額6,174万円が主なものでございます。

3款民生費2,427万9,000円の増額は、生活保護費で、医療及び介護扶助費の支出見込みによる増額2,073万8,000円が主なものでございます。

4款衛生費272万1,000円の増額は、小坂診療所運営費の医薬材料費増額等による繰出金の増額360万8,000円が主なものでございます。

5ページに移りまして、8款土木費1,178万9,000円の減額は、道路橋梁費の県道改良事業等負担事業における県の予算補正、宮萩原線、下呂白川線、御岳山朝日線、濁河温泉線に伴う増額1,410万円、河川費の県営急傾斜地崩壊対策事業における県の予算補正、舟野、沼、奥井屋、小川、和田に伴う増額820万3,000円、都市計画費の都市再生整備事業における観光交流センター整備測量設計事業の次年度実施に伴う皆減3,000万円、住宅費の市営住宅老朽化に伴う修繕費等の増加764万5,000円、住宅建築物安全ストック形成事業の耐震診断事業において、取りやめ次年度実施対象面積確定に伴う減額1,388万9,000円が主なものでございます。

9款消防費546万3,000円の増額は、山間地救助活動計画に基づく装備品整備による増額327万8,000円が主なものでございます。

10款教育費2,240万9,000円の減額は、保健体育費で北部学校給食センター改築事業の実施設計、厨房設計の入札差金の減額2,534万1,000円が主なものでございます。

14款予備費については、今後の不測の事態に備え1,646万3,000円を増額補正するものでございます。

6ページをお開きください。

第2表 繰越明許費の補正です。

8款土木費、4項都市計画費で都市再生整備事業の測量設計等委託料を来年度へ繰り越すため2,200万円を追加するものでございます。

7ページへ移りまして、第3表 債務負担行為補正でございます。

14項目について追加するものでございます。

追加するものの主なものは、1番目の滞納賃料請求調停に伴う弁護士委託料は、調停終了時に支払う成功報酬分で、限度額は108万でございます。

2番目の議場音声・映像システム改修工事費は、下呂庁舎耐震工事の進捗に合わせ、平成30年度に行うこととしたものです。限度額は4,173万7,000円です。

8 番目と10番目の指定管理料は、公の施設見直しに合わせ、平成31年度までとしたもので、限度額は飛騨川温泉しみずの湯は3,085万8,000円、元気ではつつ増進施設が1億5,008万3,000円でございます。

8 ページをお開きください。

債務負担行為の変更でございます。

下呂庁舎耐震補強等改修工事費で、既設の非常用発電設備が2時間稼働であるため、新たに72時間稼働の非常用発電設備を設置するための変更です。期間は耐震工事に合わせた平成30年度で、補正の限度額は3,153万6,000円を追加し、2億2,558万7,000円とするものでございます。

9 ページでございます。

第4表 地方債の変更でございます。

総務債、公共施設整備事業において限度額を7億5,770万から7億4,330万円に、それから教育債、学校施設整備事業において限度額を9,370万円から7,050万円にそれぞれ減額変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については従前のとおりでございます。

少し飛びますが、46ページをお開きください。

給与費明細書でございます。こちらは、特別職の給与費明細書です。

一番下の比較欄をごらんください。

その他の特別職の欄、共済費7万円の減は率の変更によるものでございます。

47ページに移りまして、こちらは一般職員の給与費明細書です。

上の表の比較欄をごらんください。

職員の1名減と職員費の給料の減528万2,000円は、職員1名の退職と病休、育休によるものでございます。

給与費の職員手当783万5,000円の増は、選挙や警報当番、通常の時間外勤務に伴う時間外手当の増1,200万円と、退職や病休、育休等に伴う各種手当の減との差し引きによるものでございます。

下段は職員手当の内訳でございます。

2枚めくっていただきまして、50ページでございます。

こちらは、先ほど説明をさせていただいた債務負担行為に関する調書でございます。

さらに1枚めくっていただきまして、52ページです。

地方債の年度末現在高の見込み調書で、表の一番右下でございますが、当該年度末現在高見込額の合計は218億8,506万3,000円でございます。

以上で、平成29年度下呂市一般会計補正予算（第9号）の説明を終わります。

続きまして、53ページをごらんください。

議第125号 平成29年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ446

万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億3,395万8,000円とするもの
でございます。

款項の区分、金額等は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。平成29年11月29日提出。

54ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正です。

まず、歳入の補正です。

1 款国民健康保険税874万7,000円の減額は、歳入見込みによる減額でございます。

3 款国庫支出金416万9,000円の増額は、2 項国庫補助金の交付決定による増額382万3,000円が
主なものでございます。

4 款療養給付費等交付金1,208万5,000円の増額は、平成28年度分交付金額確定に伴う不足分の
交付でございます。

9 款繰入金375万7,000円の減額は、出産育児一時金の出生見込み下方修正による減額、システ
ム改修費用の一部が国庫補助対象となるなど、一般会計からの繰入金の減額が主なものでござい
ます。

55ページに移りまして、2 款保険給付費1,125万円の減額は、1 項療養諸費、退職被保険者等
療養給付費の上半期支出実績による減額1,000万円が主なものでございます。

12 款予備費1,819万2,000円の増額は、財源調整でございます。

57ページから65ページは同補正予算の事項別明細書、66ページ以降は給与費の明細書でござい
ます。

以上、平成29年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）の説明を
終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤厳悟君）

続いて、議第126号及び議第127号について、詳細説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（岡崎和也君）

補正予算書69ページをお開きください。

議第126号 平成29年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第3
号）について御説明申し上げます。

平成29年度下呂市の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第3号）は、次
に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から、それぞれ130万6,000
円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出とも2億91万4,000円とするものでございます。

款項の区分、金額等は、第1表によるものでございます。平成29年11月29日提出。

それでは、70ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

歳入については、6款繰入金、1項一般会計繰入金130万6,000円の減額です。

下段の歳出については、2款サービス事業費で128万円の減額は、施設介護サービス事業費で会計間異動に伴う職員手当等の変更、日々雇用職員の賃金の減額、医療材料費が不足する見込みとなったことによる増額並びに居宅予防サービス計画事業費のほうでケアプラン作成業務委託料増による増額の相殺でございます。

71ページからは事項別明細書、75ページからは給与費明細書でございます。

続きまして、77ページをお開きください。

議第127号 平成29年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）でございます。

平成29年度下呂市の介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に、それぞれ214万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出とも40億1,461万1,000円とするものでございます。

款項の区分、金額等は、第1表によるものでございます。平成29年11月29日提出。

次に78ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

主な内容につきましては、4款国庫支出金は41万3,000円の減額、6款県支出金は20万7,000円の減額で、会計間異動に伴う職員手当等の変更に伴う減額です。

10款繰入金276万2,000円の増額は、財源調整、1項一般会計繰入金299万4,000円を増額し、2項基金繰入金は23万2,000円減額するものです。

次に79ページ、歳出についてです。

1款総務費211万3,000円の増額は、平成30年度制度改正に伴う介護認定審査会システム改修の委託分が主なものです。

81ページからは事項別明細書、87ページからは給与費明細書でございます。

以上、両特別会計につきまして、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤厳悟君）

続いて、議第128号及び議第129号について、詳細説明を求めます。

生活部長。

○生活部長（二村忠男君）

それでは、89ページをお願いいたします。

議第128号 平成29年度下呂市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）。

平成29年度下呂市の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ363万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ10億2,167万2,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の

金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成29年11月29日提出。

90ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

主要内容につきまして御説明をさせていただきます。

8款諸収入の雑入で363万8,000円の減額でございます。これは、消費税の還付金の確定によるものでございます。

続きまして、第1表 歳入歳出予算の歳出でございますが、3款施設整備費でございますが、129万6,000円の増額でございます。これは羽根水処理センターの[※]測量設計委託の増額でございます。

7款予備費でございますが、560万9,000円の減額でございます。これは、第3号の補正の財源補正でございます。

91ページからは、今ほど申し上げました歳入歳出の事項別明細書となっておりますので、よろしくをお願いいたします。95ページからは給与明細となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして97ページ、議第129号 平成29年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

平成29年度下呂市の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,963万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ24億4,321万7,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正でございます。第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。平成29年11月29日提出。

98ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

主なものを御説明させていただきます。

1款分担金及び負担金といたしまして277万9,000円の増額でございます。6件の加入負担金及び1件の分担金でございます。

3款国庫支出金715万6,000円の増額でございます。これは、羽根水処理センター機能強化工事による増額でございます。

9款市債970万円の増額でございます。これは、羽根水処理センターの機能強化工事によるものでございます。

続きまして、第1表 歳入歳出予算の歳出でございます。

主要内容でございますが、1款総務費でございます。241万8,000円の増額でございます。これは、消費税の還付でございます。

3款施設整備費1,719万5,000円の増額でございます。これは、先ほどの入でも申しました羽根

※ 後刻（P32）訂正発言あり

水処理センターの機能強化工事によるものでございます。

99ページの地方債補正でございます。

下水道事業債につきましては、限度額 1 億90万円を 1 億1,060万円とし、970万円を増額するものでございます。起債の方法、利率、償還方法については変更はございません。

101ページ以降は今ほど申しました歳入歳出の事項別明細書となっております。106ページからは給与費明細書となっております。

107ページは地方債の調書でございます。表の右下が平成29年度末の残高見込額でございますが、134億291万7,000円となる見込みでございます。

以上で、議第128号及び議第129号の補正の第3号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤厳悟君）

説明の途中ですが、ここで休憩をいたします。

再開は午後 1 時といたします。

午後 0 時00分 休憩

午後 1 時00分 再開

○議長（伊藤厳悟君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、生活部長から発言の訂正の申し出がありますので、これを許可いたします。

生活部長。

○生活部長（二村忠男君）

済みません、訂正のほうをさせていただきます。

午前中御説明のほうをさせていただきました議第128号の下呂市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）におきまして、3 款の支出のほうでございますが、施設整備費の中で、羽根水処理センターの設計委託というふうに御説明をさせていただきましたが、正しくは羽根水源水量調査に伴う設計委託でございますので、訂正のほうをさせていただきます。失礼いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤厳悟君）

続いて、議第130号について詳細説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（岡崎和也君）

補正予算書109ページをお開きください。

議第130号 平成29年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

平成29年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ360万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出とも3億317万8,000円とするものでございます。

款項の区分、金額等は第1表によるものでございます。平成29年11月29日提出。

それでは、110ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

7款繰入金は、一般会計から繰入金360万8,000円を増額するものでございます。

続きまして、同ページ、下表、歳出でございます。

2款医業費で主なもの、小坂診療所医薬材料費が不足する見込みとなったことにより、356万7,000円を増額でございます。

111ページからは事項別明細書、115ページからは給与費明細書でございます。

以上で、平成29年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第3号）の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

続いて、議第131号について詳細説明を求めます。

下呂振興事務所長。

○下呂振興事務所長（齊藤和弘君）

それでは、補正予算書の117ページをお開きください。

議第131号 平成29年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

平成29年度下呂市の下呂財産区特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に、それぞれ16万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出とも297万2,000円とするものでございます。

款項の区分、金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。平成29年11月29日提出。

次の118ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の上段の歳入でございます。

4款諸収入、3項雑入は、中部電力送電線線下伐採補償料16万4,000円を増額でございます。

続いて下段の歳出でございます。

4款予備費は、歳入の増額に伴う財源調整のため16万4,000円を増額をさせていただくものがあります。

119ページからは、今ほど述べました歳入歳出予算の事項別明細書となっております。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤巖悟君）

続いて、議第132号について詳細説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（青木克裕君）

それでは、補正予算書の123ページをお願いいたします。

議第132号 平成29年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第2号）。

平成29年度下呂市の学校給食費特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ166万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億5,568万4,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成29年11月29日提出。

次の124ページをごらんください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

内容について御説明申し上げます。

1款の繰入金、1項一般会計繰入金166万1,000円の増額でございます、これは、準要保護児童生徒の確定等により給食費を増額するものでございます。

続きまして、下段は歳出でございます。

1款学校給食費、1項学校給食費で、賄材料費を166万1,000円増額するものでございます。これは、今回の歳入補正によりまして、賄材料費を増額するものでございます。

次のページからは、歳入歳出補正予算の事項別明細書となっておりますので、説明を省略させていただきます。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

続いて、議第133号について詳細説明を求めます。

生活部長。

○生活部長（二村忠男君）

それでは、129ページをよろしくお願いいたします。

議第133号 平成29年度下呂市水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条、平成29年度下呂市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成29年度下呂市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正するものでございます。

2款水道事業費用は8万円の増額でございます。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費を10万7,000円減額するものでございます。平成29年11月29日提出。

131ページ以降は実施計画、キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表などでございます。

以上で、議第133号 平成29年度下呂市水道事業会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

続いて、議第134号について詳細説明を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

それでは、予算書137ページをお開きください。

議第134号 平成29年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第3号）でございます。

第1条、平成29年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、平成29年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第1款の下呂温泉合掌村事業費用のうち、第1項の営業費用について、99万8,000円を増額補正し、補正後の額を2億6,326万5,000円とするものでございます。

第3条は、予算第6条に定めました職員給与費を計上してございます。平成29年11月29日提出。

次ページから143ページまではキャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表などでございますので、お目通しをいただきたいと思います。

次に、144ページをお開きください。

予算実施計画明細書で補正額の御説明をいたします。

実施計画明細書、支出の部の上から5段目の2目施設経営費の補正額97万2,000円の増額でございますが、村内の植栽管理業務箇所増加により委託料48万6,000円の増額、施設修繕費48万6,000円の増額でございます。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

続いて、議第135号について詳細説明を求めます。

金山病院事務局長。

○金山病院事務局長（加藤宗広君）

それでは、補正予算書145ページをお願いいたします。

議第135号 平成29年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

第1条、平成29年度下呂市立金山病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成29年度下呂市立金山病院事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出につきまして、第1款病院事業費用を2,100万円減額いたしまして、15億5,500万円とするものでございます。内訳としまして、第1項医業費用を2,114万7,000円減額し、14億8,166万1,000円とし、第2項医業外費用を14万7,000円増額し、2,808万9,000円とするものでございます。

第3条、予算第7条を予算第8条とし、予算第6条を予算第7条とし、予算第5条の次に次の1条を追加する。

(一時借入金)第6条、一時借入金の限度額は、1億円と定めるものとございます。

第4条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改めるものとございます。

(1)職員給与費を2,114万7,000円減額し、8億1,787万7,000円とするものとございます。平成29年11月29日提出。

それでは147ページをお願いいたします。

平成29年度下呂市立金山病院事業会計補正予算実施計画でございます。

収益的収入及び支出の支出につきまして、1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費を2,114万7,000円減額し、8億6,999万5,000円にするものとございます。

2項医療外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費を14万7,000円増額し、1,894万2,000円にするものとございます。

説明は、医業費用、1目給与費の減額理由につきましては、育児休業による給料、パート職員の賃金、時間外手当等の減額が主なものとございます。

医業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費の増額理由は、年度末に向け資金繰りの状況が厳しくなることを予測し、第6条で限度額1億円の一時借入金条文を追加させていただきました。14万7,000円は、一時借入金に対する借入利息でございます。

148ページ以降は、キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、貸借対照表でございます。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

これより本12件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。議第124号から議第135号までの上程12議案について、お手元に配付しております付託表のとおり、予算特別委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、別紙のとおり予算特別委員会に付託することに決定をいたしました。

◎散会の宣告

○議長（伊藤巖悟君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日30日から12月10日までは休会となります。

次の議会は、12月11日午前10時より本会議となります。

本日はこれもちまして散会いたします。御苦労さまでございました。

午後 1 時17分 散会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年11月29日

議 長 伊 藤 嚴 悟

署名議員 1 番 尾 里 集 務

署名議員 2 番 中 島 ゆ き 子